

岐阜県

国保連合会とも
いいます

国民健康保険団体連合会

岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館 4階

国保連合会の役割

国保連合会は介護保険法に基づき、相談のほか、
介護サービスの質の向上のため
苦情申立を受け付け、事業者に対して調査及び
必要な指導・助言を行います

苦情・相談窓口 TEL 058-275-9826

受付時間 午前9時から午後5時(土・日・祝日を除く)

◎ 国保連合会で受付できる苦情内容

- 介護保険法上の指定サービスであること
(介護保険を使いサービスを受けていること)
- 利用者(申立人)の住んでいる市町村と、事業者のある市町村が異なる場合
- 市町村で取り扱うことが困難な場合
- 利用者(申立人)が国保連合会での処理を希望する場合



✕ 国保連合会で受付できない苦情内容

- 訴訟が予定されている内容、または既に訴訟を起こしている内容
- 損害賠償などの責任の確定や謝罪を求める内容
- 契約の法的有効性に関する内容
- 介護保険制度や要介護認定に関する内容
- 医療に関する内容や医師の判断に関する内容



サービス事業所や
ケアマネジャーの
対応に不満がある

職員の態度や
言葉づかいに
傷ついた

介護保険をご利用のみなさま

介護サービスの 悩みを相談して ほっとしませんか?



契約どおりの
サービスを
してくれない

サービス利用中の
事故の対応が
気に入らない

まずは、身近な窓口にご相談ください



介護(予防)サービス 提供事業者

介護サービスを提供している
事業所や介護保険施設には、
利用者及び家族からの
相談や苦情に対応する窓口が
設置されています



担当のケアマネジャー

介護サービスの連絡・調整を行っている
居宅介護(予防)支援事業所の
ケアマネジャーは、
利用者に代わって
苦情内容を事業者に伝え、
対応策を検討します



お近くの 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、
高齢者や介護をしている家族の相談を受け、
適切なサービスを紹介したり、
高齢者の虐待・権利擁護などの相談も受け付け、
情報提供や関係機関の紹介をします



お住まいの市町村(広域連合)

市町村(広域連合)は、介護保険を運営している保険者です
地域包括支援センターと共に最も身近な窓口となります

